

公募に関するQ&A

2025年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型太陽電池の開発プロジェクト」③次世代型太陽電池実証事業

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	委託から補助への切り替えや、補助率の通減を想定している事業があるが、そのタイミングは提案者で決めてよいか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び想定スケジュール等をご参照の上、タイミングを含めご提案ください。
2. 実施方針	2-1	8.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となりますが、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照の上、ご提案ください。
3. 公募要領	3-1	2.(1)背景・目的	ペロブスカイトタンデムは対象となりますか。	単接合ペロブスカイト太陽電池が対象であり、タンデムは対象外です。
	3-2	2.(2)目標	本実証事業の対象、目標は何ですか。	本事業で対象とする実証は、ペロブスカイト太陽電池の性能検証・改良やユーザー企業等との仕様や開発方向性の摺り合わせなどを通して、早期の実用化、社会実装を目指すものです。【社会実装計画14ページ参照】 実証事業としての目標は、公募要領・4ページに記載のとおり、「ペロブスカイト太陽電池について社会実装に向けた実証を実施し、一定条件下で発電コスト14円/kWh以下を実現可能であることを明らかにすること」です。
	3-3	2.(3)研究開発内容と社会実装に向けた取組	実証の規模（件数、発電量）に関する上限・下限などの目安はありますか。	特に設けていません。実証の目的を達成するのに必要な規模です。ただし、本実証は「市場を想定したフィールド実証」なので少量のモジュールを短期間設置する曝露試験のようなものは想定されていません。
	3-4	2.(4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は契約書・交付決定通知書に定める委託・助成期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があります。次の開発段階に関する契約・交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	3-5	2.(4)実施スケジュール	追加公募は何年度まで行うのでしょうか。	予算が許せば2026年度まで公募する予定です。
	3-6	2.(5)予算	予算規模、コンソーシアムの規模に上限はありますか。	予め上限は設定していません。提案内容を踏まえて審査を行い、予算、コンソーシアムの規模を決定します。
	3-7	2.(5)予算	採択件数および金額の目安を決まっているか。	決まっていません。応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	3-8	2.(6)提案内容に関する留意事項	太陽電池メーカーの要件は何でしょうか？	公募要領6ページ、2(6)の※1に記載の条件全てを満たすこととしています。
	3-9	2.(6)提案内容に関する留意事項	ペロブスカイト太陽電池モジュールを作製する企業が参加することは可能ですか。	太陽電池メーカーと連携することにより参加可能です。
	3-10	2.(6)提案内容に関する留意事項	ユーザー企業と連携して開発・実証を行うことが求められていますが、太陽電池メーカー単独での応募は可能でしょうか。	ユーザー企業が助成事業の委託先に含まれていて、実証事業の推進、目標達成に貢献することが認められれば可とします。
	3-11	2.(6)提案内容に関する留意事項	2025年度に実用サイズモジュールで20円/kWhに目途とは、具体的にどのような意味ですか。	発電コスト試算シート（別添7）において、実用サイズモジュール（900cm ² 以上）で20円/kWhを達成する性能（変換効率、劣化率等）、システム価格の組み合わせを提示することを意図しています。なお、別添8において性能およびシステム価格に関してはエビデンスに基づくことが求められており、得られているデータを元に試算した項目については、試算のロジック、試算結果を実現するシナリオの提示が求められます。
	3-12	2.(6)提案内容に関する留意事項	「必要な期間屋外評価し性能維持を確認すること」となっていますが定量的な指示はありますか。	必要な期間は6ヶ月以上を想定しています。別添8をご参照ください。
	3-13	2.(6)提案内容に関する留意事項	ユーザー企業との連携をする限りコンソーシアムの組成は必ずしも必須の応募要件ではないと考えてよろしいか。	コンソーシアムを組成することを必須とします。詳細は公募説明会にてご説明いたします。
	3-14	2.(6)提案内容に関する留意事項	太陽電池メーカーが委託先とコンソーシアムで応募する場合、委託先はグループ企業でも問題ないでしょうか。	別会社であればグループ企業も委託先として認めます。
	3-15	2.(6)提案内容に関する留意事項	「研究開発・社会実装計画「2. 目標」に示した中間目標を満たす性能の電池を活用すること」とありますが、実証の段階では、目標値に達成していない電池でも実証に使うことは可能ですか。	「2025年度に発電コスト20円/kWh達成の目途を示すこと」とあり、その実力を持った太陽電池で実証していただくことを想定しています。ただし、最新の実績と目標達成のための具体的な計画に妥当性があると判断された場合は可能です。
	3-16	2.(6)提案内容に関する留意事項	異なるPVメーカーが組成する複数のコンソーシアムに同じユーザー企業が入ることは可能ですか。	複数のコンソーシアムに同じ企業が入ることは可能ですが、研究開発内容が重複しないようにしてください。
	3-17	2.(6)提案内容に関する留意事項	コンソーシアムに入るには、ユーザー企業からPVメーカーに問い合わせるのか、PVメーカーからの招待を待つのでしょうか。	PVメーカーとの連携の方法について、NEDOから特に制限や指定を行なうものではありません。
	3-18	2.(6)提案内容に関する留意事項 3. 応募要件	大学や国研等は実証事業に参加できますか。	実証事業の企業に密着した研究開発を行うために、NEDO助成先の委託先としての参加は可能です。

3-19	2.(6)提案内容に関する留意事項 3. 応募要件	設備、材料、O&M等に関する企業は参加可能ですか。	事業の推進や目標の達成に向け実施内容が重要であり、太陽電池メーカーとの連携が不可欠と認められれば参加可能です。
3-20	3. 応募要件	本事業で求められるコミットメントの対象は何ですか。	別添1事業戦略ビジョン3ページに記載のとおり、助成先の企業に求められる経営のコミットメントの対象は、事業戦略・事業計画およびイノベーション推進体制です。
3-21	3. 応募要件	研究開発内容②実用化事業を実施している場合、②を終了後に研究開発内容③実証事業に応募する必要があるか。②と③を同時に行うことは可能か。	研究開発②を行っている事業者でも、②の終了の目途があれば、③への応募は可能です（②と③を並行して行うことも可能）。
3-22	3. 応募要件	メーカー企業は同じで実証するユーザー企業が複数に分かれる場合、時期がずれるので、複数回応募することを考えているが、メーカー企業が1つ場合、最初にすべて申請する必要があるのか、複数に分けて応募することは可能か。	実証開始時期がずれるだけであれば最初から申請に含めてください。メーカーは同じで、あとから実証のために別のユーザー企業が追加される可能性があるということであれば、直接助成を受けるためには公募が必要となるので、事前にご相談ください。
3-23	3. 応募要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
3-24	4.(4)提出方法	申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するのも可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。 なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
3-25	4.(5)提出にあたっての留意事項	再委託先においても府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への事前登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して再委託先の分も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。またe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
3-26	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要があるか。	大学や公的研究機関におかれては、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。
3-27	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を事前にご提出いただき使用することも可能です。
3-28	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
3-29	5.(2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
3-30	5.(4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	助成事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
3-31	5.(5) プロジェクト開始後のスケジュール	ステージゲート開催の具体的な時期について、研究開発・社会実装計画に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	研究開発・社会実装計画に記載のステージゲート開催時期はあくまで例示となります。研究開発・社会実装計画に記載されているとおり、研究開発目標の達成に向けては、様々なアプローチが考えられることから、具体的な達成方法・スケジュールは提案者の創意工夫に委ねることを原則としております。 ただし、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、効果的な事業実施の観点から、契約・交付の段階等においてステージゲート審査の有無や実施時期の調整することがあります。
3-32	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	マネジメントシートは、コンソーシアム参加の全企業が毎年度提出するののか。	マネジメントシートはNEDOからの直接助成先の事業者にお問い合わせの通り、助成先の委託先は提出不要です。
3-33	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	事業戦略ビジョンにおいて設定頂いたステージゲート審査時点でのマイルストーンについて、達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。

3-34	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲートや委託から補助に支援内容が変わる場面で、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通過し継続した場合は、その契約終了時点になります。また、委託から助成に変わる事業の場合においては、基本的には委託契約終了時でインセンティブに係る処理を実施予定ですが、一方、委託契約終了時点の適切なマイルストーンが設定されていなかったり、全体の開発が完了していない状況で社会実装計画の判断が難しいなどの事情がある場合は、助成事業終了時点で併せて精算する場合があります。
3-35	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
3-36	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	実証事業において計上可能な費目や設備等を教えていただきたい。	本実証事業の目的に合致した必要最低限の費用という事になりますが、具体的にはNEDOの事務処理マニュアル等に従って個別に判断していくことになります。
3-37	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	屋外での実証時に故障等が発生し、モジュールや関連設備等の交換が必要となった場合、その費用は計上可能ですか。	実証の目的達成に必要な費用であれば計上可能です。
3-38	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	実証事業と平行して、研究開発②に相当するような要素技術の開発を進めたいが、その費用は計上可能か。	実証と並行した実施が必須とされている量産化技術開発の中で必要と認められれば可能です。
3-39	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	事業終了後に企業がその事業を打ち切った場合、インセンティブはどうなるのか。	事業終了後最低3年間は研究および社会実装のための活動を継続することを条件としてインセンティブをお支払いするため、3年以内に本件のペロブスカイト事業から撤退する場合は、お支払いしたインセンティブをルールに基づいて返還していただきます。
3-40	8.(3)契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について	弊社の事業費100百万円があり、A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円、を発注した場合、A社費用が事業費の50%以上(60百万円)になるが、問題ないという理解でよいか。A社に60百万円を委託することは、50%を超えるので不可となると思うが、外注費は該当するかをご教示いただきたい。	まず、委託費と外注費の定義についてですが、御社が担う研究開発の一部を第三者に託すものが委託費(研究開発要素あり)。御社の仕様に基づき第三者が製作するものは外注費(研究開発要素なし)となります。 <助成事業の場合> (詳細版)「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html 外注費については、上記マニュアルのP74-75をご参照ください。 委託費については、P84をご参照ください。 <委託事業の場合> (詳細版)委託業務事務処理マニュアル https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html 外注費については、上記マニュアルのP82-83をご参照ください。 再委託費については、P96をご参照ください。 ※助成事業の場合も、委託事業の場合も基本的な考え方は同様です。 その上で、ご質問の事案(A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円)が上記の定義に該当している場合、委託費は10%(外注費は含まれない)となります。 なお、金額の妥当性については審査の過程で評価いたしますので、その点ご注意ください。
3-41	8.(3)契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について	外注もしくは委託を弊社の関係会社に依頼する場合、申請上もしくは経理処理上の制限はあるか。事務処理マニュアルでは、自社調達の場合は利益排除が必要、とありますが親子会社のケースは該当しないとの理解で正しいか。	親子関係の会社からの調達の場合、利益排除の対象にはなりません。ただし、親子関係の会社からの調達であったとしても、他の企業等からの調達と同様に200万円以上は相見積もりが必要等のルールは適用されますのでご注意ください。
3-42	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	実証試験で比較検証のための結晶Si太陽電池の費用は含めてよいか。	事業目的のために必要と認められれば含められます。比較検証は事業目的の達成に役立たせるためであり、ペロブスカイトとSiの単なる比較ではありませんので、実証の内容についてはその点を十分留意ください。
3-43	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	助成事業で購入した生産設備を、助成事業終了後に財産処分に係るNEDOへの納付を行うことなく、ペロブスカイト太陽電池の生産活動に用いることは可能か。	助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがあります。
3-44	8.(5)知財マネジメント(委託事業)	海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合に、新たに取得する知的財産権は原則NEDOとの共有とあるが、例外はあるのか。	NEDOでは、委託業務の実施にあたり「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(経済産業省)を踏まえた対応を実施していますが、研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれがないことを検討し、海外企業がプロジェクトの実施者であっても、当該海外企業に知的財産権をすべて帰属させる場合があります。詳しくは、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html

3-45	8.(7)事業化状況報告書等の提出、収益納付（助成事業）	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこかに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html	
3-46	8.(9)データマネジメントについて	実証事業中に取得した発電データ他の情報は、NEDOを通じて公開が必須となりますか。	公開必須ではありません。	
3-47	8.(17) 処分制限財産の取扱い（助成事業）	助成事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。	
3-48	8.(17) 処分制限財産の取扱い（助成事業）	助成事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例え事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよいか。	ご理解の通りで、助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となりますので、詳細は3-46を参照ください。	
4. 別添1 事業戦略 ビジョン	4-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は助成事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	4-2	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをこちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	4-5	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。
	4-6	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要があるか。	公募要領2（6）2.にある通り太陽電池メーカー企業を幹事企業としてください。
	4-7	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中での提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	4-8	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
	4-9	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいて結構です。
	4-10	4.その他	「4. その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。
5. グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。

	5-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	<p>可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点ご注意ください。</p> <p><グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/09.pdf 「3. (5) 実施主体」をご参照ください。</p> <p>また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。 なお、本事業では、グリーンイノベーション基金の特別約款が適用され、日本語が正であることに加え、「第6条 外国法人の特例」が適用されることについてもご注意ください。 <特別約款> https://www.nedo.go.jp/content/800023679.pdf</p>
	5-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
	5-4	6.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針のP.26に「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。
6.別紙1 積算用総括表	6-1	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいか。	提案時点で想定できる見積もり・積算をお願いします。ステージゲート等のタイミングで修正して頂く事になります。